

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年 5 月29日

【発行者名】 福岡リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 茶木 正安

【本店の所在の場所】 福岡市博多区住吉一丁目 2 番25号

【事務連絡者氏名】 株式会社福岡リアルティ
常務取締役財務部長 田中 秀和

【連絡場所】 福岡市博多区住吉一丁目 2 番25号

【電話番号】 092-272-3900

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1 【提出理由】

平成20年5月29日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の規約の変更が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

(下線部分は変更箇所を示します)

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。</u></p> <p><u>2. 投資主総会は、その総会において議決権を行使することができる全ての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、<u>投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</u></p> <p>(みなし賛成)</p> <p>第18条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について<u>賛成した</u>ものとみなす。</p> <p>2. <u>前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の</u>有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第19条 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載<u>または</u>記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、決算期から3か月以内の日を<u>会日</u>とする投資主総会を開催する場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を</u>発する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>(みなし賛成)</p> <p>第18条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について<u>賛成する</u>ものとみなす。</p> <p>2. <u>前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の</u>有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第19条 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載<u>又は</u>記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、決算期から3か月以内の日を<u>投資主総会の日</u>とする投資主総会を開催する場合に限る。</p>

変更前	変更後
<p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載<u>または</u>記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき<u>投資主又は登録投資口質権者</u>とすることができる。</p> <p>(投資主総会議事録) 第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員がこれに記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>(役員会招集者及び議長) 第24条 (記載省略) 2. 役員会の招集通知は、各役員に対し<u>会日</u>の3日前に発するものとする。ただし、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会議事録) 第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに記名捺印する。</p> <p>(役員賠償責任の免除) 第28条 本投資法人は、役員が投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務<u>遂行</u>の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができるものとする。</p>	<p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載<u>又は</u>記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき<u>者</u>とすることができる。</p> <p>(投資主総会議事録) 第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>(役員会招集者及び議長) 第24条 (現行のとおり) 2. 役員会の招集通知は、各役員に対し<u>役員会の日</u>の3日前までに発するものとする。ただし、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p> <p>(役員会議事録) 第26条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに<u>署名、記名捺印又は電子署名</u>する。</p> <p>(役員賠償責任の免除) 第28条 本投資法人は、役員が投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の<u>執行</u>の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができるものとする。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>(投資態度)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p><u>2. 本投資法人は、本投資法人の資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。)第39条の32の3第9項に定義される不動産の価格の割合として租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。)第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u></p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(資産運用の対象とする特定資産の種類)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第1号において定義される有価証券(以下「有価証券」という。)に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(6) 当事者の一方が相手方の行う上記第1号から第5号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)</u></p> <p><u>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第12項に定める受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第22項に定める投資証券</p> <p>(4) (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>(投資態度)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>(資産運用の対象とする特定資産の種類)</p> <p>第31条 (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p><u>(4) 地役権</u></p> <p><u>(5) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権(不動産等に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)</u></p> <p>(6) 信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(8) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第7項に定める受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第15項に定める投資証券</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

変更前	変更後
<p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～(4) (記載省略)</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「<u>証券取引法</u>」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>証券取引法</u>第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。）</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（<u>証券取引法</u>第2条第1項第8号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（<u>投信法</u>第2条第25項に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（<u>証券取引法</u>第2条第1項第10号の2で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付債権信託受益証券（<u>証券取引法</u>第2条第2項第1号で定めるものをいう。）</p> <p>(12) 金銭債権（<u>投信法</u>施行令第3条第11号で定めるものをいう。）</p> <p>(13) <u>金融先物取引等</u>（<u>投信法</u>施行令第3条第13号で定めるものをいう。）に係る権利</p> <p>(14) <u>金融デリバティブ取引</u>（<u>投信法</u>施行令第3条第14号で定めるものをいう。）に係る権利</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「<u>金融商品取引法</u>」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項第4号で定めるものをいう。）</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項第15号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項第11号に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項第19号で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付信託の受益証券（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項第12号で定めるものをいう。）</p> <p>(12) 金銭債権（<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>施行令（平成12年政令第480号、その他改正を含む。以下「<u>投信法</u>施行令」という。）第3条第7号で定めるものをいう。）</p> <p>(13) <u>デリバティブ取引</u>（<u>投信法</u>施行令第3条第2号で定めるものをいう。）に係る権利</p> <p>(前号に統合)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>(1) 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</p> <p>(2) <u>温泉法</u>（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(3) <u>動産等</u>（<u>民法</u>（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）で規定されるもののうち、設備、備品、その他構造上又は利用上不動産に付加された物件等をいう。）</p> <p>(4) 前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得することが必要又は有用となるもの</p>

変更前	変更後
<p>(投資制限)</p> <p>第32条 本投資法人は、前条第4項第3号から第12号までに定める有価証券及び金銭債権について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第13号及び第14号に定める金融先物取引等、金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. <u>投資対象となる不動産（不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含む。）は国内不動産に限定する。</u></p>	<p>(投資制限)</p> <p>第32条 本投資法人は、前条第4項第3号から第11号までに定める有価証券及び同項第12号に定める金銭債権について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第6章 資産評価</p>	<p>第6章 資産評価</p>
<p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p>	<p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p>
<p>第34条 (記載省略)</p>	<p>第34条 (現行のとおり)</p>
<p>(1) 第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価格から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>(1) 第31条第2項第1号から第4号までに定める不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 取得価格から減価償却累計額を控除した価額により評価する。</p> <p>(2) 第31条第2項第5号から第8号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>

変更前	変更後
<p>(6) <u>第31条第4項第13号及び第14号に定める金融先物取引等、金融デリバティブ取引に係る権利</u> 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第2項第4号から第7号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。</p>	<p>(6) <u>第31条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利</u> <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。なお、金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</u></p> <p>(7) <u>その他の資産</u> <u>前各号に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号から第4号までに定める不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 原則として、第三者の不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた価額とする。</p> <p>(2) 第31条第2項第5号から第8号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第36条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金を用途とし、借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。</u>）の発行を行うことができる。</p>

変更前	変更後
<p>2. (記載省略)</p> <p>3. 資金を借入れる場合、<u>証券取引法</u>第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 資金を借入れる場合、<u>金融商品取引法</u>第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家 <u>(ただし、租税特別措置法施行規則第22条の19第1項に規定するものに限る。)</u>からの借入れに限るものとする。</p> <p>4. (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載または記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託</p> <p>(業務及び事務の委託)</p> <p>第42条 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>である株式会社福岡リアルティに、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第44条 本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、本規約の一部を構成する別紙に定める通りとする。</p> <p>制定 平成16年6月30日</p> <p>一部変更 平成16年8月20日</p> <p>一部変更 平成18年6月27日</p>	<p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託</p> <p>(業務及び事務の委託)</p> <p>第42条 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>である株式会社福岡リアルティに、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第44条 本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、本規約の一部を構成する別紙に定める通りとする。</p> <p>制定 平成16年6月30日</p> <p>一部変更 平成16年8月20日</p> <p>一部変更 平成18年6月27日</p> <p><u>一部変更 平成20年5月29日</u></p>

変更前			変更後		
(別紙)			(別紙)		
<p><u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、<u>投資信託委託業者</u>と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下、「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。）に連動した以下の算式にて算出された計算期間並びに金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p>			<p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p>① 運用報酬1</p> <p>本投資法人は、<u>資産運用会社</u>と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。）に連動した以下の算式にて算出された計算期間並びに金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p>		
計算期間	計算方法	支払時期	計算期間	計算方法	支払時期
計算期間Ⅰ（ <u>投資法人設立日または直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの計算</u> ）	（ <u>投資法人設立時または直前期末運用委託資産合計額</u> 本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額）×0.3%×当該計算期間の実日数／365	計算期間Ⅰ満了日まで	計算期間Ⅰ（直前の決算期の翌日が属する月から3か月目の末日までの計算）	（直前期末運用委託資産合計額本投資法人の直前の営業期間の決算日付貸借対照表に記載された運用委託資産合計額）×0.3%×当該計算期間の実日数／365	計算期間Ⅰ満了日まで
計算期間Ⅱ（計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（ <u>投資法人設立時または直前期末運用委託資産合計額</u> +計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額－計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数／365	計算期間Ⅱ満了日まで	計算期間Ⅱ（計算期間Ⅰの末日の翌日から決算日までの期間）	（直前期末運用委託資産合計額+計算期間Ⅰの期中に取得した運用資産の取得価額－計算期間Ⅰの期中に処分した運用資産の直前期末貸借対照表価額）×0.3%×当該計算期間の実日数／365	計算期間Ⅱ満了日まで

変更前	変更後
<p>② (記載省略)</p> <p>③ 運用報酬3</p> <p>本投資法人の直近期決算日毎に算定される、運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金<u>またはそれに類する金銭</u>その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、並びにこれらに類する収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費(減価償却費を含む。)、支払利息、運用報酬を控除した金額(以下「分配可能金額」という。)の2%に相当する金額(1円未満切捨)とし、決算確定後1ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④ (記載省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 運用報酬3</p> <p>本投資法人の直近期決算日毎に算定される、運用委託資産から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解除に伴う解除違約金<u>又はそれに類する金銭</u>その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、並びにこれらに類する収益に運用資産の売買損益及び償還差益を加減し、諸経費(減価償却費を含む。)、支払利息、運用報酬を控除した金額(以下「分配可能金額」という。)の2%に相当する金額(1円未満切捨)とし、決算確定後1ヶ月以内に支払うものとする。なお、報酬の対応する期間が計算期間に満たない場合については、日割計算により精算するものとする。</p> <p>④ (現行のとおり)</p>

(2) 変更の年月日

平成20年5月29日